

様式第七号(第十五条関係)

(表面)

※町村受付 令和〇年〇月〇日 番号

特別障害者手当所得状況届

① 受給資格者	(ふりがな) やまなし たろう	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 1 2 3 4
	氏名 山梨 太郎	住所 〒 400-0031 甲府市丸の内1-6-1	
② 配偶者	氏名 山梨 さくら	住所 〒 400-0031 甲府市丸の内1-6-1	
	個人番号 456789012345		
③ 扶養義務者	氏名 山梨 一郎	住所 〒 400-0031 甲府市丸の内1-6-1	
	個人番号 345678904321		
(受給資格者との続柄) 長男			
④ 平成・令和〇年所得	⑤ 受給資格者	⑥ 配偶者	⑦ 扶養義務者
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、⑦老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、①特定扶養親族の数、②16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	0 人 (⑦ 0 人) (① 0 人) (② 0 人)	0 人	5 人
⑨ 受給資格者に係る所得額(欄外の記入要領参照)	円 ※ ア 円		
⑩ 配偶者・扶養義務者に係る所得額	円 ※ イ 円	円 ※ ウ 円	
⑪ 障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人 円	人 円	人 円
⑫ 特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人 円	0 人 円	1 人 400,000 円
⑬ 障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の別	・寡・寡特・勤	・障・特障・勤	・障・特障・寡・寡特・勤
⑭	円 円	円 円	円 330,000 円
⑮ 社会保険料等相当額	円 15,300 円	80,000 円	80,000 円
⑯ 控除後の所得額	1,089,200 円	円	4,818,000 円
上記のとおり相違ありません。 令和〇年〇月〇日 氏名 山梨 太郎			
富士・東部保健福祉事務所長 殿			
※審査	上記のとおり相違ありません。 令和〇年〇月〇日 町村長 ○○ ○○		

・所得年は、  
1~6月の認定請求は、前々年の所得  
7~12月の認定請求は、前年の所得

・課税台帳や端末から、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族も含む。)を記入する。  
(転記もれ、転記ミスに注意する。)

・課税台帳や端末から、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族(70歳以上)の者がいる場合、その合計数を記入する。

・課税台帳や端末から、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)の者がいる場合、その合計数を記入。

・課税台帳や端末から、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の者がいる場合、その合計数を記入。

・課税台帳や端末から、地方税法おける総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額(特別控除前)、短期譲渡所得の金額(特別控除前)を合算したものを記入する。  
(転記もれ、転記ミスに注意する。)

・受給資格者の公的年金等(障害基礎年金、老齢年金、恩給等)については、年金ごとに全て収入金額がわかる書類を必ず添付してもらうこと。  
それをもとに、収入金額(所得金額でない。)を記入。  
(課税対象年金の収入金額は課税台帳等でも確認)

・特別障害者手当の受給資格者の公的年金等は、年齢に関係なく65歳未満である者に係る公的年金等控除の計算で行います。  
計算方法は、下記参照。

・課税台帳や端末から記入する。  
(転記もれ、転記ミスに注意する。)

(注) ⑨欄の記入要領

1 裏面の公的年金等を受給していない人は、都道府県民税に係る前年(1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は前々年)の課税所得を記入してください。

2 裏面の公的年金等を受給している人は、右により計算した所得額(Eの欄の額)を記入してください。

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎ 字は楷書ではっきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

◎ ※の欄は記入しないでください。

公的年金等の収入額	A	円 ※ 円
(種類 イ・障害基礎年金)		1,546,000
(種類 ロ・老齢年金)		1,546,000
Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額	B	円
		784,500
公的年金等以外の雑所得金額	C	円
雑所得以外のすべての所得額	D	320,000 円
所得額(B + C + D)	E	円 1,104,500 円

- ・ 公的年金等の収入金額 A  
70万円未満  
Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額 B  
0円
- ・ 公的年金等の収入金額 A  
70万円以上130万円以下  
Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額 B  
A-70万円
- ・ 公的年金等の収入金額 A  
130万円を超え410万円以下  
Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額 B  
A-(A×0.25+37.5万円)

- ・ 公的年金等の収入金額 A  
410万円を超え770万円以下  
Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額 B  
A-(A×0.15+78.5万円)
- ・ 公的年金等の収入金額 A  
770万円を超え  
Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額 B  
A-(A×0.05+155.5万円)